

8095

TEL 03 3279 0481

当社子会社元役員による不正行為に関する調査結果について」の
ファイル差替について



平成 28 年 1 月 13 日

各 位

会社名 イワキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩城 修
(コード番号 8095 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 岩城慶太郎
(TEL. 03-3279-0481)

当社子会社元役員による不正行為に関する調査結果について

当社は、平成 27 年 11 月 20 日付「当社子会社元役員による不正行為に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社であるホクヤク株式会社（以下「ホクヤク」といいます。）の元取締役兼業務部長（以下「子会社元役員」という。）による不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）について、社内調査に対する公正中立な検証及び第三者による独自の調査並びに再発防止策の検討を行うため、社外の弁護士及び公認会計士を構成員とする調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

本日、別添のとおり、調査委員会から調査報告書を受領しましたので、その調査結果及び再発防止策等について下記のとおりご報告いたします。

この度は、当社の株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者及びお取引先の皆様にご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、グループ全社をあげて再発防止策を実行し信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査委員会の組織

委員長 神垣 清水（弁護士、元横浜地検検事正・前公正取引委員会委員）
委員 近藤 弘（公認会計士、株式会社クリフィックス FAS 代表取締役）
委員 大塚 和成（弁護士、二重橋法律事務所パートナー）

2. 不正行為の概要

子会社元役員は、遅くとも平成 17 年頃より、ホクヤクの現預金から不正に金銭を着服するとともに、その事実を隠蔽するため、銀行が発行する残高証明書等の偽造を行っていました。子会社元役員の着服金額は、合計で金 1 億 2,600 万円です。

10 年以上の長期にわたって本件不正行為が発覚しなかったのは、子会社元役員がホクヤクの主要な経理業務を実質的に一人で担っていたこと等によります。

子会社元役員は、本件不正行為に係る着服金はパチンコ等の遊興費、クレジットカードでの買い物代金の支払い及びキャッシング、消費者金融からの借入金返済等に費消したものと認められます。また、当社及びホクヤクにおいて本件不正行為の共犯者は存在しないと認められるものの、調査の限界により、全容の解明には至りませんでした。

3. 同種の不正行為の有無

ホクヤク以外の全ての連結子会社（合計 13 社）について、本件不正行為と同種の不正行為の存在の有無を確認するための調査を行いました。本件不正行為以外には、同種の不正行為は確認されませんでした。

4. 過年度提出資料の訂正

本件不正行為の過年度決算への影響は、別添「調査報告書」第3のとおりです。

当社は、本日、平成 28 年 1 月 13 日に第 71 期（平成 22 年 11 月期）から第 76 期（平成 27 年 11 月期）第 3 四半期までの決算短信（連結）及び四半期決算短信（連結）を訂正して公表し、また、同期間における有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたします。

なお、当社は、本件不正行為が当社の過年度の連結財務諸表に及ぼす影響には重要性がないことから、顧問弁護士の見解も踏まえ、過年度決算の訂正は法的には必須ではないと判断しておりますが、当社における開示の正確さを確保するため、自発的に、本来あるべき会計処理に準拠して過年度決算の訂正を行うことといたしました。

5. 再発防止策

調査委員会からの調査結果を踏まえ、当社及び当社グループ各社において、以下の再発防止策を実施してまいります。

(1) 当社グループ各社における再発防止策

① 組織体制及び人員配置の見直し

特定の業務に関して複数者間での内部牽制が実効的に働く組織体制を構築すると共に、人員配置を見直します。

② 経理規程の周知徹底・管理体制の強化

管理体制の強化を図るため、経理規程を周知徹底します。

③ 取締役会による監視・監督の強化

貸借対照表の内容や資金繰りに関して、取締役会による監視・監督を強化いたします。

④ 監査役監査の強化

監査役監査における監査項目及び監査手続を明確化します。

(2) 当社における再発防止策

① 子会社との間の取引管理に関する業務分掌の明確化

子会社との間の取引管理の担当部署を定め、当該部署を通じて子会社との間の取引をモニタリングします。

② 子会社管理体制の強化

子会社管理体制の強化を行います。

③ 監査機能の強化

グループ各社に対する監査機能を強化します。

6. 今後の対応

(1) 経営責任

本件不正行為の発生を厳粛に受け止め、経営責任を明確にするために、平成 28 年 1 月分から、以下のとおり役員報酬を返上いたします。

<当社>

代表取締役社長 月額報酬の 15%を自主返上（2 ヶ月）

取締役副社長 月額報酬の 15%を自主返上（2 ヶ月）

常務取締役（ホクヤク担当） 月額報酬の 10%を自主返上（2 ヶ月）

<ホクヤク>

代表取締役

月額報酬の20%を自主返上(3ヶ月)

(2) 子会社元役員に対する社内処分及び法的措置

ホクヤクは、子会社元役員を平成27年11月17日付で取締役から解任し、近日中に懲戒解雇とする予定です。また、今後、子会社元役員に対する刑事告訴及び債権者破産の申立て等の然るべき法的措置を行う予定です。

以上

28 1 13

内容

	1
	1
	1
	2
	2
	2
	2
(1)	2
(2)	2
(3)	3
	3
	3
	3
(1)	3
(2)	3
(3)	4
(4)	6
(5)	8
(6)	9
(7)	12
(8)	12
	14
(1)	14
(2)	15
	15
(1)	15
(2)	16
(3)	16
(4)	17
	17
	17
	18
	18
	20

	20
(1)	20
(2)	21
	21
(1)	21
(2)	22
X	23

第1 調査委員会の概要

1 調査委員会設置の経緯

		28	11						
					27	11	11		
A		A							
			1	2,600					
									X
		27	10		10				
		1	2,600						

2 当委員会の構成

FAS

FAS

3 調査目的

4 調査期間

27 11 20 28 1 13

5 調査対象期間

22 11 27 11

6 検証調査方法

(1)

X 15

(2)

X

X

13

(3)

X

UBIC

X

7 調査の限界

第2 調査結果

1 本件不正行為

(1)

X

17

A

X

1 2,600

10

X

(2)

18 6

2006-2008

28 11

27 11

27 11 6
A B

A

1 2,600

9 C
D

11

X

X

13

27 11 11 13

E

A

27 11 13
X 10

X

(3)

, (1) X

15

¹

A
 A B
 F
 A B
 26 11 30
 F
 A
 4
 A
 F
 A
 27 10 31
 20 11 30
 A

A
 A
 21 12 1
 5,084
 A
 27 10 31
 A

A
 F
 A
 21 12 1
 27 10 31
 10
 100,000
 296
 F A F
 A

21 12 1 27 12 15

X

X

21 12 1

27 9 30

X

26 12 1

27 11 30

10

100,000

33,333

X

2

X

, (3)

X

(4)

4

F

A

A

A

A

F

A

22 11

27 11

21	11	64,000			
22	11	74,000	1,500	-	5,000
23	11	88,000	-	1,000	7,500
24	11	99,000	-	2,000	3,500
25	11	109,000	1,500	-	2,000
26	11	118,000	2,000	-	4,000
27	11	126,000	7,000	-	1,000
			12,000	3,000	23,000
					24,000

F

A

A

F

A

X

4,000

F

A

4,000

4,000

F

4,000

A

4,000

X

F

3,900

100

X

4,000

4,000

F

A

A

F

A

A

X

A

X

F

A

A

F

A

A

X

A

A

A

X

A

(5)

(4)

A

X

X

5

11

A

A

A
X

A
X A
A

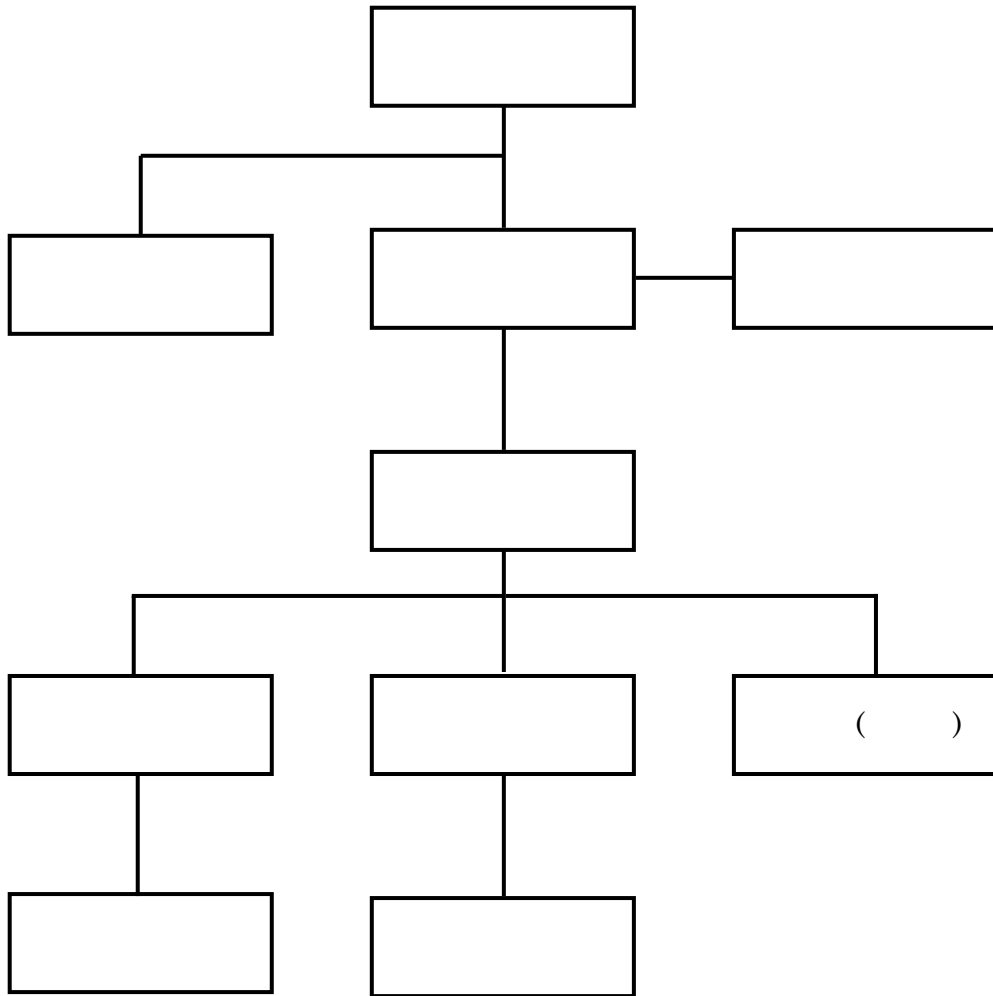
(6)

X
X

56 6
18

X 63

27 11 11



X

X

X

21 9 9 10

X

29 1

X

X

X

X

X

X

(5)

X

X

11

14

X

X

11

X

19

X

X

X

(7)

(6)

X

X

(8)

1

1

X

X

X

FAX

3 2

1

11

11

X

X

X

X

25

(1)

X

X

X

X

12

G

22

X

2 イワキによる子会社管理状況

(1)

27 11

H

1

I

1

(i)

(ii)
5

(iii)

(iv)

12

(8)

(2)

3 同種の不正行為の有無

(1)

13

(2)

27 10

27 10 31

(3)

(4)

第3 過年度決算への影響

1 過年度決算訂正の方針

	22	11		27	11			
	,1(4)					27	11	3
		125						5
71	22	11		75		26	11	
					9		14	0.84%
1.55%				0.86	2.62			

71 22 11 76 27 11 3

2 過年度の有価証券報告書等に「虚偽の記載」はないこと

21 2

3 過年度決算訂正の内容及び影響額

(1)

X

X

(2)

(1)

71	22	11	645,815	381,342	3,512,778	35,518,555	6,951,906	15,017,682
			△10,000	△10,000	△74,000	△74,000	△74,000	△74,000
			635,815	371,342	3,438,778	35,444,555	6,877,906	14,943,682
			△1.55%	△2.62%	△2.11%	△0.21%	△1.06%	△0.49%
72	23	11	1,330,978	1,633,379	4,554,212	35,119,126	8,412,053	15,238,115
			△14,000	△14,000	△88,000	△88,000	△88,000	△88,000
			1,316,978	1,619,379	4,466,212	35,031,126	8,324,053	15,150,115
			△1.05%	△0.86%	△1.93%	△0.25%	△1.05%	△0.58%

73	24	11		1,303,347	739,415	4,426,091	35,284,016	8,914,926	15,870,961	
				Δ11,000	Δ11,000	Δ99,000	Δ99,000	Δ99,000	Δ99,000	
				1,292,347	728,415	4,327,091	35,185,016	8,815,926	15,771,961	
				Δ0.84%	Δ1.49%	Δ2.24%	Δ0.28%	Δ1.11%	Δ0.62%	
74	25	11		1,154,825	754,740	3,835,527	37,678,971	9,466,952	16,881,177	
				Δ10,000	Δ10,000	Δ109,000	Δ109,000	Δ109,000	Δ109,000	
				1,144,825	744,740	3,726,527	37,569,971	9,357,952	16,772,177	
				Δ0.87%	Δ1.32%	Δ2.84%	Δ0.29%	Δ1.15%	Δ0.65%	
75	26	11		971,620	505,275	4,341,592	39,716,480	9,659,090	17,379,900	
				Δ9,000	Δ9,000	Δ118,000	Δ118,000	Δ118,000	Δ118,000	
				962,620	496,275	4,223,592	39,598,480	9,541,090	17,261,900	
				Δ0.93%	Δ1.78%	Δ2.72%	Δ0.30%	Δ1.22%	Δ0.68%	
76	27	11	1		178,031	39,347	4,383,147	39,278,454	9,636,969	17,493,382
					Δ3,000	Δ3,000	Δ121,000	Δ121,000	Δ121,000	Δ121,000
					175,031	36,347	4,262,147	39,157,454	9,515,969	17,372,382
					Δ1.69%	Δ7.62%	Δ2.76%	Δ0.31%	Δ1.26%	Δ0.69%
76	27	11	2		493,157	215,173	4,413,586	39,818,736	9,812,795	17,857,240
					Δ5,000	Δ5,000	Δ123,000	Δ123,000	Δ123,000	123,000
					488,157	210,173	4,290,586	39,695,736	9,689,795	17,734,240
					Δ1.01%	Δ2.32%	Δ2.79%	Δ0.31%	1.25%	Δ0.69%
76	27	11	3		664,836	Δ71,204	3,848,029	37,919,972	9,425,123	17,492,677
					Δ7,000	Δ7,000	Δ125,000	Δ125,000	Δ125,000	125,000
					657,836	Δ78,204	3,723,029	37,794,972	9,300,123	17,367,677
					Δ1.05%	9.83%	Δ3.25%	Δ0.33%	Δ1.33%	Δ0.71%
76	27	11		-	-	-	-	-	-	
				Δ8,000	Δ8,000	Δ126,000	Δ126,000	Δ126,000	Δ126,000	
				-	-	-	-	-	-	
				-	-	-	-	-	-	

第4 原因及び再発防止策等に係る提言

1 本件不正行為が発生した原因

(1)

X 30

X

X

X

X

, (6)

X

, (8)

(2)

, (1)

, (2)

, (1)

(1)

, (8)

2 再発防止策

(1)

(2)

2

2 27 12 1

3 X氏の責任及び処分等に係る提言

X

X

X

X

³ 27 12 1

			()
22 10 28	-	34,500	1,500
22 10 29	36,000	-	
22 11	36,000	34,500	1,500
25 5 27	14,000	12,500	1,500
25 11	14,000	12,500	1,500
26 8 27	54,000	53,000	1,000
26 10 27	11,000	10,000	1,000
26 11	65,000	63,000	2,000
26 12 29	6,000	5,000	1,000
27 1 27	17,000	16,000	1,000
27 2 27	48,000	47,000	1,000
27 4 27	-	7,000	1,000
27 4 30	32,500	24,500	
27 6 23	-	3,000	
27 6 25	-	4,000	1,000
27 6 30	36,000	28,000	
27 7 30	-	20,000	1,000
27 7 31	35,400	14,400	
27 9 30	41,000	40,000	1,000
27 11	215,900	208,900	7,000
	330,900	318,900	12,000

			()
23 1 20	-	10,000	1,000
23 1 21	11,000	-	
23 11	11,000	10,000	1,000
24 1 6	-	7,000	
24 1 26	-	6,000	1,000
24 1 31	59,000	45,000	
24 4 19	-	6,000	1,000
24 4 27	50,000	43,000	
24 11	109,000	107,000	2,000
	120,000	117,000	3,000

			()
22 3 2	-	1,000	1,000
22 5 10	-	1,000	1,000
22 6 2	-	1,000	1,000
22 7 6	-	1,000	1,000
22 9 27	-	1,000	1,000
22 11	-	5,000	5,000
22 12 24	-	1,000	1,000
23 2 2	-	1,000	1,000
23 2 16	-	1,000	1,000
23 4 4	-	1,000	1,000
23 5 6	-	1,000	1,000
23 6 2	600	1,300	700
23 6 10	-	300	300
23 7 4	-	500	500
23 9 30	Δ41,000	Δ40,000	1,000
23 9 30	41,000	41,000	
23 11	600	8,100	7,500
23 12 27	-	1,000	1,000
24 2 27	-	1,000	1,000
24 3 26	-	1,000	1,000
24 10 3	-	500	500
24 11	-	3,500	3,500
24 12 27	-	1,000	1,000
25 10 2	-	1,000	1,000
25 11	-	2,000	2,000
26 3 5	-	1,000	1,000
26 5 12	-	1,000	1,000
26 7 3	-	1,000	1,000
26 11 12	-	1,000	1,000
26 11	-	4,000	4,000
27 5 26	-	1,000	1,000
27 11	-	1,000	1,000
	600	23,600	23,000

			()
21 12 29	2,000	-	2,000
22 7 30	1,500	-	1,500
22 11	3,500	-	3,500
23 4 28	1,000	-	1,000
23 7 29	1,500	-	1,500
23 8 30	1,000	-	1,000
23 10 31	1,000	-	1,000
23 11 29	1,000	-	1,000
23 11	5,500	-	5,500
24 6 28	2,000	-	2,000
24 8 30	1,500	-	1,500
24 10 31	1,000	-	1,000
24 11 28	1,000	-	1,000
24 11	5,500	-	5,500
25 2 28	1,500	-	1,500
25 3 29	1,000	-	1,000
25 4 30	1,000	-	1,000
25 9 9	1,700	-	1,700
25 11 26	1,300	-	1,300
25 11	6,500	-	6,500
26 1 31	1,000	-	1,000
26 3 28	1,000	-	1,000
26 8 27	1,000	-	1,000
26 11	3,000	-	3,000
	24,000	-	24,000